

長崎市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業 申請要領

(長崎市新型コロナウイルスワクチン接種事業室)

概 要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型コロナウイルスワクチン接種に御協力いただいた医療機関の皆様に対し、長崎市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業（以下「支援金」という。）を実施します。

2 対象期間

- ~~第1期 令和5年5月1日（月）から同年7月2日（日） 受付終了~~
第2期 令和5年7月3日（月）から同年8月31日（木） **9月3日（日）**
第3期 **令和5年9月4日（月）から同年11月5日（日）**
第4期 **令和5年11月6日（月）から同年12月31日（日）**

※国の実施要綱にて、本支援事業の終期を~~令和5年8月31日（木）~~令和5年12月31日（日）としています。

※令和4年度とは異なり、月～日曜日を1週とカウントします。~~ただし、第2期の令和5年8月の最終週は、令和5年8月28日（月）から令和5年8月31日（木）までを1週としてカウントすることになります。~~

3 支給要件

週100回以上の接種を、2に定める対象期間毎に4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円支給します。

なお、接種回数により算定すること（予診のみは含まない）とし、消費税は反映しません。

また、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（注1）している必要があります。

注1 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。

なお「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含みます。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

申請要件

申請をできる者は、次の全ての要件を満たすこととします。

- 1 個別接種を実施し、支給要件を満たす長崎市内の診療所。（病院を除く。）
診療所：医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するもの（医療法第 1 条の 5 2 項）
- 2 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他市長が認める者

申請手続き等

1 申請に必要な書類

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明等を求める場合があります。

(1) 申請に必要な書類

- ①実績報告書（様式 1）
- ②申請書（様式 2）
- ③振込先を確認できるもの（通帳のおもて面及び通帳を開いた 1・2 ページ）
（③は初回申請時のみ要提出。（変更がない場合、2 回目の申請時は提出不要））
- ④委任状（申請者と口座名義人が異なる場合）

※実績報告書（様式 2）は計算式入りの様式と手書き様式の 2 種類がありますので、いずれかをご提出ください。

2 申請に必要な書類の入手方法

長崎市役所のホームページからダウンロードすることで、申請に必要な書類等を入手することができます。

3 申請方法

次の宛先へ郵送をお願いします。なお、申請期限は次のとおりとします。

【郵送先】

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 13 階

長崎市新型コロナウイルスワクチン接種事業室 支援金担当宛て

【申請期限】

第1期 ~~令和5年7月31日(月)まで(消印有効)~~ 受付終了

第2期 令和5年9月29日(金)まで(消印有効)

第3期 令和5年11月30日(木)まで(消印有効)

第4期 令和6年1月31日(水)まで(消印有効)

4 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支給の決定をしたときは支援金をお支払いすることで通知に代えます。支給の時期については、申請から概ね1か月から2か月程度を想定していますが、書類の不備があった場合等はさらに時間を要することがあります。

そ の 他

- 1 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、支給を取り消す場合があります。この場合、申請者は、受領金の返還を求める場合があります。
- 2 申請内容に不正があった場合には、支給を受けた医療機関名などの情報を公開することがあります。

(問合わせ先)

長崎市市民健康部新型コロナウイルスワクチン接種事業室(支援金担当)

電話番号：095-829-1417

メール：wakuchin@city.nagasaki.lg.jp

受付時間：平日8時45分～17時30分